

令和6年中に札幌市へ転入された方へ

- 不足額給付金の支給にあたり、令和6年中に札幌市へ転入された方は、昨年の調整給付金の支給額や住民税の情報を把握することができません。
- そのため、給付金相談コールセンター(☎050-3352-2002)へご連絡の上、申立書及び挙証書類(必要書類)をご提出ください。

○ ご自身の状況により、申立内容と挙証書類が異なります。2ページのフローチャートで該当する状況を確認し、3ページ以降で詳細をご確認ください。

○ ご提出いただいた書類のみをもって、不足額給付金の再算定や支給要件の確認を行います。

○ ご自身で申立内容を確認の上、必要な書類をご提出ください。なお、ご提出いただいた書類をお返しすることはできませんので、写しをご提出ください。



不足額給付金フローチャート（市内転入者）

●令和6年1月2日以降に札幌市に転入した

いいえ

このフローチャートで不足額給付金の申立をする方ではありません

はい

●令和7年1月1日時点の住民登録地は札幌市

いいえ

不足額給付金は、令和7年1月1日時点で住民登録があった自治体が支給しますので、当時お住まいの自治体へお問い合わせください

はい

●不足額給付金「対象者1」の要件を満たす

対象者1・2の要件の詳細は、給付金相談コールセンター（☎050-3352-2002）へお問い合わせください

はい

いいえ

●「調整給付金」を受給した

●不足額給付金「対象者2」の要件を満たす

はい

いいえ

3ページ

4ページ

満たす支給要件

●事業専従者の方
（青色・白色）

●合計所得金額
48万円超の方

5ページ

6ページ

対象者1の要件を満たす方(1)

調整給付金を受給した方

< 挙証書類(提出が必要な書類) >

※詳細は、給付金相談コールセンター(☎050-3352-2002)へ

◎ 当初調整給付額がわかるもの

当初調整給付の「支給のお知らせ」・「確認書」
 → 支給額及び定額減税可能額がわかるもの

令和6年度札幌市定額減税補足給付金(調整給付金)の支給のお知らせ
 札幌市では、国の決定に基づき、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得額の定額減税を十分に受けるために(定額減税可能額が、令和6年分の累計所得税額又は令和6年分個人の個人住民税所得額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて定額した額を支給いたします。
 令和6年分の累計所得税額及び令和6年分個人の個人住民税の税額決定に基づき、支給対象者に該当する方、令和6年8月27日～28日に、下記のとおり支給いたします。

120,000円

【調整給付金の支給額及び算出式】			
定額減税可能額	令和6年分所得	控除不足額(注1)	
150,000円	39,100円	110,900円	(100円未満を切り上げ)
定額減税可能額	令和6年分所得	控除不足額(注2)	
50,000円	60,600円	0円	(100円未満を切り上げ)
調整給付金	控除不足額(注1)	調整給付金	
110,900円	0円	110,900円	120,000円

※1(控除不足額)とは、控除対象所得額(所得金額)と課税所得額(所得金額)との差額を指します。
 ※2(控除不足額)とは、控除対象所得額(所得金額)と課税所得額(所得金額)との差額を指します。
 ※3(調整給付金)とは、控除不足額(注1)と控除不足額(注2)の合計額を指します。
 ※4(調整給付金)とは、控除不足額(注1)と控除不足額(注2)の合計額を指します。
 ※5(調整給付金)とは、控除不足額(注1)と控除不足額(注2)の合計額を指します。

金融機関名・店名 : みずほ銀行 東京営業部
 口座種別・番号 : 1-***001
 口座名 : 札幌市
 ※口座名は必ず「札幌市」と記載する必要があります。
 ※口座名は必ず「札幌市」と記載する必要があります。
 ※口座名は必ず「札幌市」と記載する必要があります。

なお、下記事項のいずれかに該当する場合は、令和6年8月16日(金)までに、下記のお問合せ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、支給したものとみなします。
 ◎振込口座を変更する旨(即座にお知らせください)を伝えていないこと。
 ◎振込口座を誤り(住所を誤り)で指定していること。
 ◎本給付金を経過する旨。

お問合せ先
札幌市物価高騰対応臨時給付金コールセンター
050-3352-2002
 (受付時間 平日9:00~18:00)
 令和6年8月土・日・祝日も受付しております。

当初調整給付の確認書

確認書の郵着が完了した方から順次郵着いたします。
 (お支払い後に振込完了通知書を送付いたします。)

お問合せ先
札幌市物価高騰対応臨時給付金コールセンター
050-3352-2002
 (受付時間 平日9:00~18:00) 令和6年8月土・日・祝日も受付しております。

△ 支給額の不足がわかるもの

令和6年分確定申告書・令和6年分給与所得の源泉徴収票
 令和6年分公的年金等の源泉徴収票
 令和6年度分個人住民税の税額変更通知書 など

令和6年分確定申告書 (FA2204)

所得区分	所得金額	所得控除	所得税額	源泉徴収額	還付金
給与所得	100,000	10,000	10,000	10,000	0
公的年金等所得	50,000	5,000	5,000	5,000	0
雑所得	50,000	5,000	5,000	5,000	0
合計	200,000	20,000	20,000	20,000	0

令和6年分確定申告書

令和6年分給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	支払金額	源泉徴収額
氏名	100,000	10,000

令和6年分公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	支払金額	源泉徴収額
氏名	50,000	5,000

対象者1の要件を満たす方(2)

調整給付金を受給していない方

< 挙証書類(提出が必要な書類) >

※詳細は、給付金相談コールセンター(☎ 050-3352-2002)へ

◎ 住民税所得割額がわかるもの

令和6年度分個人住民税所得(課税)証明書
 令和6年度分個人住民税納税通知書 など
 ➡ 税額及び扶養人数がわかるもの

所得(市民税・道民税・森林環境税)証明書

令和6年度	合計所得金額	市民税	道民税	使用目的: 〇〇〇〇	森林環境税	年税割額
	¥〇〇,〇〇〇円	所得割額 均等割額 均等割額 均等割額	所得割額 均等割額 均等割額 均等割額		所得割額 均等割額 均等割額 均等割額	¥〇,〇〇〇円

令和6年度分個人住民税所得(課税)証明書

令和7年〇月〇〇日
〇〇市長 〇〇〇

令和6年度
市民税・道民税・森林環境税
税額決定通知書

令和6年度分個人住民税納税通知書

△ 支給額の不足がわかるもの

令和6年分確定申告書・令和6年分給与所得の源泉徴収票
 令和6年分公的年金等の源泉徴収票
 令和6年度分個人住民税の税額変更通知書 など

令和6年分確定申告書

令和6年分給与所得の源泉徴収票

令和6年分公的年金等の源泉徴収票

令和6年分確定申告書

